【平成19年6月27日法律第102号改正後】

第二百三条の二　前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

２　前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

第二百三条の二　前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

２　前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

（改正前）

第二百三条の二　前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

②　前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第二百三条の二　前条第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

②　前条第三項の罪は、刑法第二条の例に従う。

（改正前）

（新設）